名　称　東京新海面処分場Dブロック M灯浮標
位　置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約四・六キロメートル）
北　緯　三五―三四―二八
東　経　一三九―四九―〇四

変更した事項
位　置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約四・四キロメートル）
北　緯　三五―三四―三一
東　経　一三九―四九―二六
光　度　実効光度七五カンデラ
変更年月日　平成二十六年八月一日

名　称　東京新海面処分場Dブロック N灯浮標
位　置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約四・五キロメートル）
北　緯　三五―三四―三五
東　経　一三九―四八―五七

変更した事項
位　置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約四・六キロメートル）
北　緯　三五―三四―二七
東　経　一三九―四九―一八
光　度　実効光度七五カンデラ
変更年月日　平成二十六年八月一日

名　称　東京新海面処分場Dブロック O灯浮標
位　置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約四・四キロメートル）
北　緯　三五―三四―四一
東　経　一三九―四八―五一

変更した事項
位　置
所在地　京浜港東京区（十五号地南信号所の南南西方約四・八キロメートル）
北　緯　三五―三四―二二
東　経　一三九―四九―一〇
光　度　実効光度七五カンデラ
変更年月日　平成二十六年八月一日

○防衛省告示第百七十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年九月二十二日

防衛大臣　江渡　聡徳

日　時　平成二十六年十月一日から同年十一月三十日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区　域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯一八度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒
(イ)　北緯一八度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒
(ウ)　北緯一五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒
(エ)　北緯一七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年九月二十二日

防衛大臣　江渡　聡徳

日　時　平成二十六年九月二十九日（予備、同月三十日及び同年十月一日）の〇六〇〇から二三〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四四秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四四秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四四秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四四秒

実施艦等　自衛艦六隻、航空機二機

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年九月二十二日

防衛大臣　江渡　聡徳

日　時　平成二十六年九月二十九日及び同月三十日（予備、同年十月一日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機二機

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年九月二十二日

防衛大臣　江渡　聡徳

日　時　平成二十六年十月九日（予備、同月十日及び同月十一日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機二機

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百八十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年九月二十二日

防衛大臣　江渡　聡徳

日　時　平成二十六年十月九日（予備、同月十日及び同月十一日）の〇八〇〇から一七〇〇まで